

玉浦西地区まちづくり検討委員会報告書概要版

【まちづくり方針及び土地利用計画編】

平成24年9月

玉浦西地区まちづくり検討委員会

○検討委員等

役職	氏名	区	分
委員長	阿留多伎真人	学識経験者	尚綱学院大学 生活環境学科長
副委員長	福屋粧子		東北工業大学 講師
委員	中川勝義 桜井よしみ 桜井理恵	集団移転対象地区 の市民	相野釜地区
	佐藤勲 佐藤清子 佐藤武志		藤曾根地区
	菊地久義 小林昌代 菊地康志		二野倉地区
	菊地幸一 斎藤洋子 菊地善信		長谷釜地区
	菅原栄 浅野公子 森功		蒲崎地区
	菅原一夫 菅原真奈美 佐藤克己		新浜地区
	伊藤喜美雄 加藤敬三 熊谷慶一	集団移転先周辺地区の市民	
アドバイザー	石川幹子	東京大学大学院 教授、岩沼市震災復興会議議長	
	小野田泰明	東北大学大学院 建築・社会環境工学科長	
	三部佳英	(財)宮城県建築住宅センター 理事長	

まちづくりの理念と基本方針

玉浦西地区は、東日本大震災で甚大な被害を受けた沿岸6地区の集団移転先となる地区である。そのため、まちづくりの基本理念としては、従来からの地区のコミュニティを最大限に尊重しつつ、新たなまちを形づくる“つながり”を重視したまちづくりを行っていく必要がある。上記を踏まえつつ、以下に7つの玉浦西地区の「まちづくり方針」を示す。

1. 自然災害に強い安全なまち
2. 自然エネルギーを活用した環境未来都市を実現するまち
3. 空が広く感じられる美しい街並みのあるまち
4. 地域の交流ができる集会所や菜園のあるまち
5. 緑豊かで水辺のある景観のよいまち
6. スーパーと個人商店が複合した楽しく買物ができるまち
7. 地域のみまもりにより、高齢者福祉と子育てが充実したまち

各地区の配置及び土地利用の基本的考え方

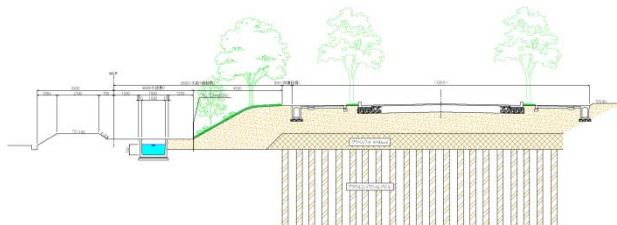
(1)各地区の配置

6集落の概ねの配置については、以下のとおりとする。



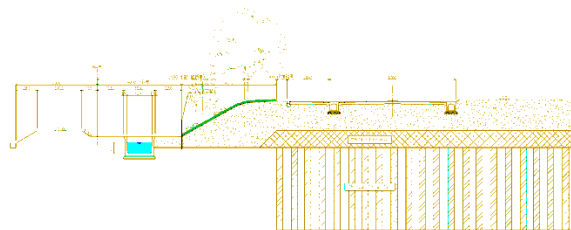
(2)地区内幹線道路の基本的な考え方

- 県道岩沼海浜緑地線との取り付き部を起終点として、基本的な自動車動線が地区内に混入しないよう、及び地区内の宅地配置が柔軟に行えるよう地区境界までを使ったループ状に配置する。
- 本路線は、メインとなる自動車交通の処理だけでなく、地区内景観を形成する基本動線であることから、良好な道路景観を確保することに配慮する。特に、北側区間においては、法面と一体となった「居久根空間」として構成できる断面を確保するとともに、電線の裏配線による無電柱化を検討する。北側区間における断面イメージを以下に示す。



(3)区画道路の基本的な考え方

- 地区内の区画道路は、道路幅員6.0mを基本に配置する。
- 安全性に配慮し、可能な限り十字交差は避け、T字交差により街区を構成する。
- 地区の北側、西側の地区境界部においては、法面の管理用通路を兼ねて区画道路を配置するとともに、幅員2.0mの歩道を配置して法面と一体となった良好な道路空間を確保する。当該区間における断面イメージを以下に示す。



(4)緑道の基本的な考え方

- 地区内のメインとなる歩行者動線として、各地区の街区公園及び公園兼調整池をネットワークするよう東西方向につなぐ緑道を配置する。
- 歩行者動線は、玉浦小学校や玉浦中学校の通学路として利用できるよう、公園兼調整池を通じて隣接する恵み野地区とアクセス可能なように配置する。
- 区画道路による分断を可能な限り減らすとともに緑化等により、安全で、かつ歩いて楽しい歩行者空間を確保する。
- 貞山堀の線形をかたどった緑道については、地区全体のシンボルとなるように6地区のシンボルも緑道の近辺に配置する。



(5)公園兼調整池の基本的な考え方

- 公園兼調整池の防災調整池については、放流先の位置を踏まえ、地区の東側に配置する。
- 調整池エリアの断面としては多段式とし、降雨時に常時水が貯まるエリア、大雨時に水が貯まるエリア、水が入らないエリアの3区分を想定する。
- 大雨時に水が貯まるエリアについては、これまでの意見等を踏まえ、グラウンド・広場として利用可能となるような空間を確保する。
- 生活利便施設エリアと一体となって広がりのある空間を確保できるよう、生活利便施設に隣接して配置する。



(6)街区公園配置の基本的な考え方

- 街区公園は、2地区に1箇所利用できるようなバランスを踏まえながら配置するとともに、良好な住環境を形成する基本要素として1箇所当たり0.25ha以上となるような面積を確保する。
- 集会所とセットで配置するとともに、園内に防災用井戸の整備を検討し緊急時の一時避難機能を確保する。(通常時は親水空間として利用)



(7)生活利便施設配置の基本的な考え方

- 生活利便施設については、事業者の意向等を踏まえつつ施設配置を検討することを基本とするが、ある程度のまとまった用地を確保する必要があることから、地区南東側の公園兼調整池に隣接したエリアに配置する。
- また、個人商店等店舗兼住宅を希望する移転者等に配慮し、地区南西側の幹線道路沿道に沿道利用型用地を確保する。

(8)その他

- 市民農園については、玉浦西地区の隣接地で確保することを検討する。

※土地利用計画図は、裏面です。

まちづくり方針及び土地利用計画作成までの検討経過

年	月	回	月日	検 討 内 容
24	6	1	6/11	①委員の委嘱 ②委員長・副委員長の互選 ③集団移転の経過経緯の説明 ④玉浦西地区に関するアンケート調査の検討
		2	6/27	①第2回個別面談調査の中間報告 ②アドバイザーによる講話(3人) ③アンケート調査すべき項目の提出
	7	3	7/11	①「まちづくりカード」について発表 ②「まちづくりアンケート」の内容と配布回収方法の決定
		4	7/25	<グループワーク> ①「まちづくりカード」のまとめ ②まちづくりの方針の検討 ※コンセプトやコミュニティ等について検討を行う。 ※コミュニティについては、既存のコミュニティと新たなコミュニティの在り方の視点等で検討を行う。
	8	5	8/8	まちづくりアンケートの集計結果報告 <グループワーク> ①まちづくりの方針の検討 ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針の検討 ※個人住宅及び災害公営住宅の街区、公共・公益施設等の配置について
		6	8/22	<グループワーク> ①まちづくりの方針の検討 ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針の検討 ・土地利用計画図の検討
		7	8/29	<グループワーク> ①まちづくりの方針のまとめ ②土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図
	9	8	9/4	①土地利用計画の検討 ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図
		9	9/12	①土地利用計画のまとめ ・街区・都市施設の配置方針 ・土地利用計画図 ②市長への報告書(案)の検討
		10	9/19	まちづくりの方針及び土地利用計画を市長へ報告

